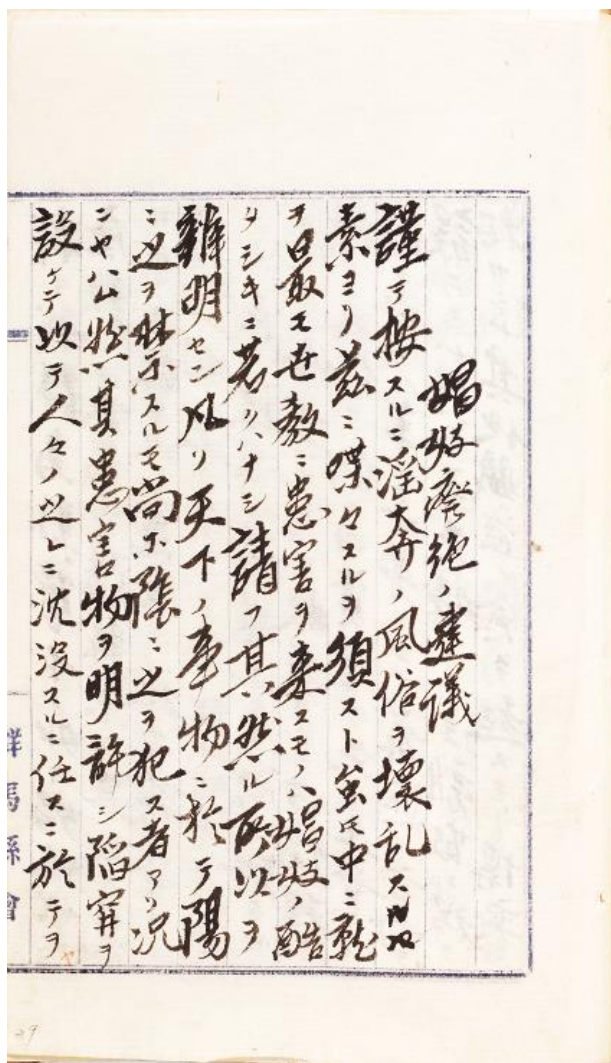




しょうぎ 30 娼妓廃絶ノ建議

明治16年(1883)

群馬県では全国に先駆けて公娼廃止の運動が行われていました。この史料の「娼妓廃絶ノ建議」が明治15年3月17日に群馬県議会で可決され、翌月の4月14日に娼妓や貸座敷営業を廃止するという廃娼令が出されました。これは日本最初の廃娼令でしたが、実施時期は明治21年6月と6年後に延長されました。

建議は、群馬県は隣県に比べ貸座敷業者が非常に多く、被害は一郡一村にとどまらず、県下一円に及んでいる。その害悪を挙げると、資産を失い生業を墜とす、少年子弟の方向を誤らせる、父子夫婦の離散の禍を招く、^{わざわい}賊盗の念を起す、^{ぼくち}博奕の源などがあり、およそ人間の悪事はこの娼妓貸座敷に根ざしているとして県令楫取素彦に廃絶の実施を迫りました。

群馬県行政文書「廃娼一件書類」(A0384A0G 253)

娼妓廃絶ノ建議

謹テ按スルニ淫奔ノ風俗ヲ壊乱スルハ素ヨリ茲ニ喋々スルヲ須スト雖トモ中ニ就テ最モ世教ニ患害ヲ来スモノハ娼妓ノ酷タシキニ若クハナシ、請フ其然ル所以ヲ弁明セン。凡ソ天下ノ事物ニ於テ陽ニ之ヲ禁スルモ、尚ホ陰ニ之ヲ犯ス者アリ。況ンヤ公然其患害物ヲ明許シ陷穽ヲ設ケテ以テ人々ノ之レニ沈没スルニ任スニ於テヲヤ。

抑モ我群馬縣管下ノ如キ娼妓貸
座敷ノ最モ多キ隣縣未タ其比ヲ見
サルナリ。故ヲ以テ患害ノ被ル所當タニ
一郡一村ニ止マルノミナラス、延テ管下一般
ノ人民ニ波及シ、其底止スル所ヲ知ラサ
ラントス。今其二、三ヲ枚挙セシ曰倫理ヲ
壞リ風俗ヲ乱ス。曰資産ヲ失ヒ生業ヲ
墜ス。曰少年子弟ヲシテ前途ノ方向ヲ
誤ラシム。曰父子夫婦ヲシテ離散ノ禍ヲ
招カシム。其他賊盜ノ念ヲ起スナリ、博奕ノ

源ヲ開クナリ凡ソ人間百般ノ惡事皆
此娼妓貸座敷ニ根セサルハナシ。其レ然リ
故ニ娼妓賦金ノ如キ之ヲ地方税目中ニ
列セス、特ニ法度外ノモノト為スハ賤醜ノ業
固ヨリ貴重ナル地方税中ニ置クニ忍ヒサル
ヲ以テナリ。多年前陳ノ事件ニ於テ見
ル所アリ、一片ノ杞憂之ヲ默々ニ附スル能ハス
此段縣會ノ決議ヲ以テ建議候也。
群馬縣會議長
明治十五年三月十七日
宮崎有敬

群馬縣令楫取元彦殿

抑モ我群馬縣管下ノ如キ娼妓貸
座敷ノ最モ多キ隣縣未タ其比ヲ見
サルナリ。故ヲ以テ患害ノ被ル所當タニ
一郡一村ニ止マルノミナラス、延テ管下一般
ノ人民ニ波及シ、其底止スル所ヲ知ラサ
ラントス。今其二、三ヲ枚挙セン。曰倫理ヲ
壞リ風俗ヲ乱ス。曰資産ヲ失ヒ生業ヲ
墜ス。曰少年子弟ヲシテ前途ノ方向ヲ
誤ラシム。曰父子夫婦ヲシテ離散ノ禍ヲ
招カシム。其他賊盜ニ念ヲ起スナリ、博奕ノ
源ヲ開クナリ凡ソ人間百般ノ惡事皆
此娼妓貸座敷ニ根セサルハナシ。其レ然リ
故ニ娼妓賦金ノ如キ之ヲ地方税目中ニ
列セス、特ニ法度外ノモノト為スハ、賤醜ノ業
固ヨリ貴重ナル地方税中ニ置クニ忍ヒサル
ヲ以テナリ。多年前陳ノ事件ニ於テ見
ル所アリ、一片ノ杞憂之ヲ默々ニ附スル能ハス。
此段県會ノ決議ヲ以テ建議候也。

群馬縣會議長

明治一五年三月一七日

宮崎有敬

群馬縣令楫取元彦殿